

第13章 その他の公害対策

第1節 市町村に対する助成

第1 市町村公害防止事務費交付金等の交付

府公害防止条例に基づく事務の委任に伴う経費として、昭和50年度に大阪市ほか43市町村に対し、総額6,506万円を交付した。

また、市町村における公害監視測定機能の充実を図るため、市町村が公害観測車等を整備する場合、必要経費の2分の1以内で補助金を交付することとしているが、昭和50年度においては堺市ほか15市町に対し、総額1,605万2,000円の補助金を交付した(表3-13-1)。

表3-13-1 公害観測車等整備補助事業実績(昭和50年度)

区 分	測 定 機 器 等 の 種 類	台 数
大 気 汚 染	硫黄酸化物 測定記録装置	3台
	粉じん "	2
	一酸化炭素 "	1
	オキシダント "	1
	窒素酸化物 "	4
	炭化水素 "	9
	風向・風速、温・湿度 "	3
水 質 汚 濁	溶存酸素量 "	1
	水素イオン濃度 "	2
そ の 他	公害監視パトロール用車両	3
合	計	29

第2 用地先行取得及び跡地買上資金の貸付け

府は、昭和45年度から市町村又は市町村の土地開発公社が公害発生工場の移転用地を先行取得し、又は工場移転跡地を買い上げる場合、これらの事業に必要な資金を貸付けている。

昭和50年度においては、総額12億8500万円の資金貸付けを行った(表3-13-2)。

表3-13-2 市町村等公害関係貸付金（昭和50年度）

貸付先	種類	金額
大阪市	跡地買上げ	400,000千円
東大阪市土地開発公社	〃	442,000
守口市土地開発公社	〃	443,000
合 計		1,285,000

第2節 公害等の苦情の発生とその処理状況

府及び市町村が昭和50年度中に取り扱った公害に関する苦情件数は 9,997件である。昭和50年度中に住民から申立てがあり、公害の苦情として受理（新規直接受理）した件数は 6,568件で、昭和49年度の 6,868 件に比して約 4.4%減少している（表3-13-3）。

表3-13-3 公害に関する苦情の受理件数

区分 年度	合計	苦情の受理件数					前年度からの繰越件数
		新規直接受理	他機関からの移送				
			計	市町村 他府	警察機関	国の機関	
昭50	9,997	6,568	35	17	18	—	3,394
49	10,925	6,868	37	23	12	2	4,020

第1 苦情の発生状況

1 種類別苦情件数

新規に申立てのあった苦情件数の公害の種類別状況は、典型7公害に関する苦情が 6,076件で全体の92.5%を占めており、このうち騒音に関するものが最も多く 2,250件で全体の34.3%を占めている。次いで大気汚染 2,007件（30.6%）、水質汚濁632件（9.6%）、悪臭597件（9.1%）、振動574件（8.7%）となっている。なお、これらの状況は、昭和49年度に比して水質汚濁で約13%、大気汚染で約8%減少している（表3-13-4）。

表3-13-4 公害の種類別苦情件数

公害の種類		年度	昭50		49		
		件数	件数	構成比	件数	構成比	
典型7公害	大気汚染	2,007	30.6	%	2,187	31.9	%
	水質汚濁	632	9.6		726	10.6	
	土壌汚染	15	0.2		16	0.2	
	騒音	2,250	34.3		2,248	32.7	
	振動	574	8.7		554	8.1	
	地盤沈下	1	0.0		—	0.0	
	悪臭	597	9.1		593	8.6	
	計	6,076	92.5		6,324	92.1	
典型7公害以外のもの	日照妨害	29	0.5		4	0.0	
	電波障害	21	0.3		14	0.2	
	廃棄物	113	1.7		101	1.5	
	その他	329	5.0		425	6.2	
	計	492	7.5		544	7.9	
合計		6,568	100.0		6,868	100.0	

(注) 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に含め、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」のいずれにも該当するものについては「典型7公害」欄に計上した。

2 発生源の業種別苦情件数

典型7公害に関する苦情を発生源の業種別にみると、「生産工場」と「生産工場以外のもの」では「生産工場」がやや多い。「生産工場」のうちでは、鉄鋼・非鉄金属・金属製品業が1,327件で21.9%を占め、次いで繊維・衣服業、木材・家具・木製品業、石油・化学製品業などである。

また、「生産工場以外のもの」では、土木・建築工事が461件で7.6%を占めており、次いで商店・飲食店、交通機関、修理工場となっている(表3-13-5)。

表3-13-5 発生源の業種別苦情件数

年度 公害の種類 発生源の業種		昭 50								49			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計		
									件数	構成比%	件数	構成比%	
生産工場	食料品	85	42	—	83	5	—	28	243	4.0	225	3.5	
	繊維、衣服	115	60	—	150	31	—	19	375	6.2	399	6.3	
	木材、家具、木製品	147	4	—	96	26	—	7	280	4.6	253	4.0	
	パルプ、紙製品	58	10	—	27	10	1	23	129	2.1	183	2.9	
	石油、化学製品	111	33	1	48	14	—	54	261	4.3	265	4.2	
	ゴム、皮革製品	24	8	—	12	7	—	11	62	1.0	59	0.9	
	窯業、土石製品	46	7	—	41	10	—	—	104	1.7	145	2.3	
	鉄鋼、非鉄金属製品	411	73	2	534	206	—	101	1,327	21.9	1,554	24.6	
	機械、器具	47	10	—	92	32	—	15	196	3.2	182	2.9	
	その他	99	20	1	293	39	—	46	498	8.2	320	5.1	
計	1,143	267	4	1,376	380	1	304	3,475	57.2	3,585	56.7		
生産工場以外	修理工場	77	14	—	49	16	—	4	160	2.6	141	2.2	
	土木、建築工事	73	11	4	259	108	—	6	461	7.6	482	7.6	
	交通機関	18	1	—	114	45	—	1	179	2.9	203	3.2	
	牧畜、養豚、養鶏場	5	22	—	1	—	—	51	79	1.3	64	1.0	
	下水、清掃事業	27	14	1	9	2	—	25	78	1.3	59	0.9	
	娯楽、遊興、スポーツ施設	14	4	—	37	—	—	1	56	0.9	49	0.8	
	一般家庭	32	15	2	58	3	—	17	127	2.1	133	2.1	
	鉱業	1	1	—	2	—	—	—	4	0.1			
	商店、飲食店	57	19	—	124	4	—	17	221	3.6	1,261	20.0	
	事務所	31	—	—	38	—	—	1	70	1.2			
その他	408	113	4	171	14	—	75	785	12.9				
不明	121	151	—	12	2	—	95	381	6.3	347	5.5		
計	864	365	11	874	194	0	293	2,601	42.8	2,739	43.3		
合計	2,007	632	15	2,250	574	1	597	6,076	100.0	6,324	100.0		

3 地域別苦情件数

典型7公害に関する苦情の申立てを都市計画法による用途地域別にみると、住居地域における苦情件数が1,915件と31.5%を占め、住居専用地域を含めた住居

系地域では2,888件と47.5%に達している。次いで準工業地域1,475件(24.3%)、近隣商業地域・商業地域765件(12.6%)工業地域・工業専用地域643件(10.6%)と続いている(表3-13-6)。

表3-13-6 被害地域別苦情件数

年度 公害の種類 被害地域の特性		昭 50								49			
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		合計		
									件数	構成比	件数	構成比	
都市計画法による都市計画区域	第1種住居専用地域	29	17	1	52	2	—	16	117	1.9%	148	2.3%	
	第2種住居専用地域	218	97	4	377	57	—	103	856	14.1	880	13.9	
	住居地域	667	196	3	705	165	—	179	1,915	31.5	2,242	35.5	
	小計	914	310	8	1,134	224	—	298	2,888	47.5	3,270	51.7	
	近隣商業地域	54	14	—	124	34	—	46	272	4.5	130	2.1	
	商業地域	149	8	—	265	50	—	21	493	8.1	474	7.5	
	小計	203	22	—	389	84	—	67	765	12.6	604	9.6	
	準工業地域	587	137	2	465	152	—	132	1,475	24.3	1,536	24.3	
	工業地域	185	34	1	157	87	—	62	526	8.7	486	7.7	
	工業専用地域	25	11	—	46	15	—	20	117	1.9	50	0.8	
小計	210	45	1	203	102	—	82	643	10.6	536	8.5		
その他	92	117	3	57	12	1	17	299	4.9	362	5.7		
計	2,006	631	14	2,248	574	1	596	6,070	99.9	6,308	99.8		
都市計画区域以外の地域	1	1	1	2	—	—	1	6	0.1	16	0.2		
合計	2,007	632	15	2,250	574	1	597	6,076	100.0	6,324	100.0		

4 被害の種類別苦情件数

典型7公害に関する苦情を被害の種類別件数で見ると、感覚的・心理的な被害(うるさい・臭い・不快などで、心身の健康を害するに至らない程度のもの)が3,974件で全体の65.4%を占めており、次いで健康に対する被害1,358件(22.3%)となっている(表3-13-7)。

表3-13-7 被害の種類別苦情件数

被害の種類	年度 公害の種類	昭 50								49		
		大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	合計		件数	構成比
									件数	構成比		
健康		616	20	1	450	122	—	149	1,358	22.3%	1,364	21.5%
財産		304	34	8	6	78	—	12	442	7.3	451	7.1
動物・植物		48	94	5	2	—	—	—	149	2.5	182	2.8
感覚的・心理的		997	407	1	1,762	370	1	436	3,974	65.4	4,169	65.9
その他		42	77	—	30	4	—	—	153	2.5	158	2.7
合計	件数	2,007	632	15	2,250	574	1	597	6,076	—	6,324	—
	構成比	33.0%	10.4	0.3	37.0	9.5	0.0	9.8	—	100.0	—	100.0

(注) 2以上の被害の種類に該当するときは、より重大と思われる被害の種類に計上した。

第2 苦情の処理状況

昭和50年度に府及び市町村が取り扱った公害に関する苦情のうち、解決（直接処理）したものは、6,321件で、取扱件数9,997件の63.2%である（表3-13-8）。

処理の内容をみると、防除施設の設置・改善が886件で処理件数のうち14.0%と最も多く、次いで府・市町村の措置、又は説明に納得したものが871件（13.8%）、作業の停廃止・行為の中止610件（9.7%）、生産工程・作業方法の改善487件（7.7%）、当事者間で解決314件（5.0%）作業時間の変更298件（4.7%）、故障の修理・復旧287件（4.5%）となっている（表3-13-9）。

また、府警察機関に寄せられた苦情の状況は表3-13-10、公害関係事犯検挙状況は表3-13-11のとおりであり、その他、農業関係及び水産関係の苦情の状況は表3-13-12のとおりである。

表3-13-8 苦情処理状況

年度	合計	処 理 件 数						その他 翌年度へ 繰越等	
		解決 (直接処理)	他 機 関 へ 移 送						
			計	市 他	町 府	村 県	警 察		国の機関
昭50	9,997	6,321	90	25	—	4	4	57	3,586
49	10,925	6,843	88	76	—	7	5	—	3,994

表3-13-9 処理内容別の苦情処理件数

公害の種類 処理内容	典 型 7 公 害								典 7 公 害 以 外 の 苦 情	合 計	
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	振 動	地 沈 盤 下	悪 臭	計		件 数	構 成 比 %
工場等移転	77	6	—	85	21	—	40	229	1	230	3.6
作業の停止 廃止	321	36	—	106	36	—	61	560	50	610	9.7
防除施設の 設置・改善	349	107	3	282	54	—	75	870	16	886	14.0
機械施設の移転	32	—	—	97	25	—	27	181	3	184	2.9
機械施設の改善	75	16	1	104	23	—	37	256	3	259	4.1
故障の修理復旧	107	42	—	73	24	—	37	283	4	287	4.5
生産工程・作業方法 の改善	208	36	—	135	43	—	52	474	13	487	7.7
作業時間の変更	79	3	—	135	46	—	34	297	1	298	4.7
原因物質の除去等	39	37	1	5	2	—	29	113	32	145	2.3
府・市町村の措置 又は説明に納得	279	110	1	205	84	1	70	750	121	871	13.8
当事者間で解決	63	27	3	118	28	—	16	255	59	314	5.0
そ の 他	355	183	5	806	155	—	168	1,672	78	1,750	27.7
合 計	1,984	603	14	2,151	541	1	646	5,940	381	6,321	100.0

- (注) 1 前年度からの繰越分を含む。
 2 2以上の公害の種類に該当するものについては、主たる種類に計上し、「典型7公害」と「典型7公害以外のもの」のいずれにも該当するものについては、「典型7公害」欄に計上した。

表3-18-10 府警察機関における公害関係苦情処理状況（昭和50年）

(1) 公害関係苦情処理状況

公害の種類	大気汚染	水質汚染	騒音	振動	悪臭	廃棄物等	合計
処理件数	114	60	1,104	22	149	247	1,696
処理	説諭等	88	29	1,006	9	79	1,359
	行政引継ぎ (通報)	26	31	98	13	70	337

- (注) 1 交通公害を除く。
 2 「説諭等」とは、警察において「話し合い」、「警告」及び「検挙」により解決したものをいう。

(2) 交通公害苦情処理状況

項目	措置等	苦情受理 件数	検挙 (告知)	説諭等	交通規制	他機関 移送	その他
騒音		382	24	290	28	24	16
大気汚染		17	—	15	—	2	—
振動		62	—	41	10	9	2
合計		461	24	346	38	35	18

- (注) 1 警察が府民から直接受理した苦情のみを対象とした。
 2 処理状況で「検挙(告知)」とは、道路交通法を適用して検挙(告知)したもの、「説諭等」とは、警告、話し合いにより解決したもの、「その他」とは、検討中又は措置不能のものをいう。

表3-13-11 公害関係事犯検挙状況(昭和50年)

公害の種類	大気汚染	水質汚染	騒音	悪臭	廃棄物等	合計
検挙件数	8	53	6	12	86	165

表3-13-12 農水産業の苦情処理状況（昭和50年度）

(1) 農業関係

公害の種類	発原因	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況	措置
水質汚濁	工場排水	昭50年7月18日	水稻	泉南市男里	水稻枯死 (硫酸ソーダ)	原因調査と併せて土壌分析を行い、営農指導(石灰投入及び洪水代掻による除塩)により、昭和50年9月8日措置完了
"	"	50年8月9日	"	藤井寺市野中	生育障害のおそれ (池底にヘドロの異常堆積)	原因調査及び池水分析の結果、異常なく、昭和50年9月5日措置完了
"	"	50年10月7日	"	寝屋川市下木田町	生育障害のおそれ (農業用水利用の適否の判定)	現地調査及び池水分析の結果、溶存酸素が少ないことが明らかとなったので、土壌中への酸素供給に重点を置いた営農指導を実施し、昭和50年10月16日措置完了
"	"	50年10月20日	"	八尾市亀井町	生育障害のおそれ (クロムによる土壌汚染のおそれ)	原因調査、土壌及び植物体の分析を行い、営農指導(石灰投入による酸性矯正)を指示し、昭和50年12月16日措置完了
"	"	50年11月15日	"	八尾市久宝寺	カドミウム汚染のおそれ	玄米を分析した結果、異常なく、昭和50年12月15日措置完了
大気汚染	工場排ガス	51年1月9日	ネギ	堺市三宝	ネギの葉先の枯死 (弗素ガス)	原因調査及び被害植物体の分析の結果、弗素による被害と判明し、昭和51年3月23日措置完了
水質汚濁	産業廃棄物	51年1月23日	水稻	豊中市東豊中町	生育障害のおそれ	原因調査、土壌及び水質検査の結果、異常なく、有機物を投入して作付けするよう指導し、昭和51年3月26日措置完了
"	工場排水	51年2月25日	"	寝屋川市高宮	生育障害のおそれ (アルミニウム)	原因調査及び水質検査の結果、異常なく、昭和51年5月19日措置完了

(2) 水産業関係

公害の種類	発生源	受理年月日	被害対象	被害場所	被害状況	措置
水質汚濁	底質汚染	昭50年 5月14日	魚	大阪市	呼吸困難 (中の島付近でフナが水面に浮上)	水中の酸素欠乏と判定
〃	工場雑排水	50年 5月20日	〃	枚方市	へい死	酸化池の設置を指導
〃	河川工事のセメントのあく	50年 5月28日	〃	豊中市	〃	魚病によるへい死と判定
〃	家庭下水	50年 7月21日	〃	堺市	呼吸困難	暴気による溜池の浄化を指導
〃	豚舎汚水	50年 8月19日	〃	〃	へい死	〃
〃	工場雑排水	50年 12月20日	〃	〃	〃	〃

第3節 公害紛争の処理

第1 公害審査会の運営

公害審査会制度は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、国においては、公害等調整委員会、都道府県においては、都道府県公害審査会を設置して、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭に関する紛争をあっせん、調停、仲裁及び裁定（裁定は、公害等調整委員会のみ）の手続により、迅速かつ適正な解決を図ろうとするものである。

府は、昭和45年11月、公害紛争処理法の施行と同時に、附属機関に関する条例（昭和27年大阪府条例第39号）に基づく大阪府公害審査会を設置し、現在、公害問題に造り深い大学教授、弁護士など15名の委員によりその紛争の解決に当たっている。

第2 紛争の処理状況

府公害審査会の設置後における受理件数は20件でそのうち10件が昭和50年度末までに終結した（表3-13-14）。

昭和50年度中における紛争の処理は、前年度からの繰越し9件、新規受理4件の13件について紛争の調停等の手続を進めてきた結果3件が解決した。その処理の概要は表3-13-15のとおりである。

表3-13-14 公害紛争の処理状況

(昭和50年度末現在)

年度	件数	受理件数	終結件数	翌年度への繰越件数
昭45～48		11	5	6
49		5	2	9
50		4	3	10
合計		20	10	

表3-13-15 公害紛争の処理概要 (昭和50年度)

事件の表示及び担当委員の氏名	申請 区 分	申請等年月日	手続開催回数
<p>昭和49年(調)第3号(淀川区鑄造工場)事件</p> <p>(淀川区における鑄造工場から発生するばい煙、粉じん、騒音及び振動による損害賠償請求)</p> <p>調停委員 大川立夫[㊟] 庄司光 松山茂二郎</p>	調停	<p>申請 昭和49年10月24日</p> <p>受理 昭和49年10月25日</p> <p>終結 昭和50年6月25日</p>	<p>49年度 11回</p> <p>50年度 4回</p> <p>計 15回</p>
<p>昭和49年(あ)第1号(ミジンコ養殖池)事件</p> <p>(染色工場の廃液によるミジンコ養殖池の使用不能に伴う加害企業の立退き請求)</p> <p>あっせん委員 植垣幸雄[㊟] 辰己忠次 田中良太郎</p>	あっせん	<p>申請 昭和49年2月25日</p> <p>受理 昭和49年3月22日</p> <p>終結 昭和50年7月22日</p>	<p>48年度 1回</p> <p>49年度 16回</p> <p>50年度 3回</p> <p>計 20回</p>
<p>昭和50年(調)第3号(豊中市鍛鋼工場)事件</p> <p>(鍛鋼工場から発生する振動・騒音に対する家屋補強及び防音壁設置請求)</p> <p>調停委員 松山茂二郎[㊟] 大川立夫 田中良太郎</p>	調停	<p>申請 昭和50年6月18日</p> <p>受理 昭和50年6月27日</p> <p>終結 昭和50年10月24日</p>	50年度 10回

申 請 の 概 要	解 決 の 概 要
<p>慰謝料として、金 234万円の支払いを求める。</p>	<p>取下げ (理由) 当事者間において、示談が成立した。</p>
<p>当該工場の立退き若しくは廃止を求める。</p>	<p>打切り (理由) 相手方において、申請人らの求める工場移転及び申請人らに対する金銭補償の意思のないことが明らかとなり、一方、申請人らにおいて、工場移転については譲歩するとしても、それに代わる金銭補償は強く請求する意思のあることを明らかにし、更にあっせん委員のあっせんにも応じる意思のないことが示されたので、当事者において合意が成立する見込みがないと認められる。</p>
<p>次のとおり家屋の補強及び防音壁の設置を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請人所有の家屋の支柱4本を鉄筋で巻いて、家屋の振動を防止すること。 2 相手方工場の敷地境界線に防音壁を設置し、騒音を少なくすること。 	<p>調停成立 (内 容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相手方は申請人に対し、申請人所有の家屋に関する修繕費の一部負担金として金80万円を支払う。 2 1トスタンプハンマーを再使用する場合は、既に改善済みの1トスタンプハンマーに準じ、大阪府公害防止条例に定める規制基準を遵守することができる防振装置を設置するものとする。 3 相手方は、防音壁の設置、工場建屋の改善、その他適宜の方法により本件工場から発生する騒音を更に低減するよう注意するものとする。

第4節 公害モニターの運営

公害の発生状況をは握し、府民の意向を公害行政に反映させるため、昭和44年11月に大阪府公害モニター制度を設定した。昭和50年度における公害モニター（公立中学校区に1名計 323名）の活動状況は次のとおりである。

公害モニターからのその担当地区における公害発生状況の報告件数は、総数 620件でそのうち公害が発生しているとする報告件数は 183件（大気汚染54件、水質汚濁4件、騒音・振動76件、悪臭6件、その他43件）であり、これらの報告に基づき、関係機関と協力してその処理の促進を図った。

また、公害モニターが住民からの公害相談に応じたものは14件（大気汚染2件、水質汚濁1件、騒音・振動5件、悪臭2件、その他4件）で、公害モニターからの公害行政に対する要望・意見は20件（公害行政一般3件、大気汚染2件、騒音・振動2件、悪臭2件、公害モニター制度5件、その他6件）となっている。

第5節 公害等に関する知識の普及

第1 環境月間行事の実施

昭和47年6月5日にストックホルムで開催された国連人間環境会議で「人間環境宣言」が採択され、同年12月26日の第27回国連総会において、毎年6月5日を「世界環境デー」とすることが決議されたことにより、我が国においてもこの日を初日として「環境週間」が設定された。

府においては、この週間を中心に毎年6月を「環境月間」と定め、広く環境保全に関する府民意識の高揚を図るための各種行事等を実施することとし、昭和50年度においても環境庁、府各局並びに市町村との連絡調整を図りながら、①公害問題講演会の開催、②自動車排出ガスの街頭検査及び指導、③工場等に対する一斉立入検査、指導、④各種広報紙、ポスター、ラジオ、テレビ定時番組による広報等の事業を実施した。

第2 瀬戸内海環境保全月間行事の実施

昭和47年8月に開催された瀬戸内海環境保全知事・市長会議（瀬戸内海沿岸11府県

知事及び3市長で構成)において、広域的に瀬戸内海の環境保全に取り組む意識を高めるため、毎年7月を「瀬戸内海環境保全月間」として設定し、瀬戸内海沿岸府県市が一致して瀬戸内海環境保全のための各種行事を実施することとされたが、昭和50年度からは、国が設定する環境週間に併せて毎年6月を同月間とし、各種行事を実施することになった。

府においては、昭和50年度は同月間行事として、府各部局、府下市町村並びに関係団体と協力し、①ポスター、リーフレットの発行、②講演会、公害関係法令等説明会の開催、③瀬戸内海環境保全計画についての提言募集、④工場等に対する一斉立入検査、指導、⑤河川への不法投棄防止パトロール等の事業を実施した。

第3 公害等に関する広報

府民及び事業者に対し、公害等に関する知識の普及を図るため次の事項を実施した。

1 府公害防止条例等の周知

各種の規制基準、その他事業者が遵守すべき事項の周知徹底を期するとともに、条例についての府民の理解を深めるため、府公害防止条例及び同施行規則集を作成、配布した。

2 広報パンフレット等の配布

府の公害防止に関する各種施策を府民及び事業者に紹介するため、「ビッグ・プラン」、「おおさかの公害」、「大阪府の公害防止主要施策」その他自動車排出ガス減少装置取付けの普及を図る啓蒙パンフレット等を作成配布した。

また、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて広く府民に公害問題の周知を図った。

3 中小企業者に対する公害防止知識の普及

中小企業者に対し、公害防止関連技術、融資制度等に関する知識の普及を図るため、次のような冊子を作成、配布した。

「事業場における環境改善－2」

「中小企業公害防止関係融資制度一覧」

「中小企業者の手引 公害編」